

紀美野町総合福祉センターからのお知らせ

紀美野町 保健福祉課長

平素は紀美野町総合福祉センターをご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、紀美野町総合福祉センターでは台風接近及び災害発生等が予想される場合、ご来館のみなさまの安全確保を図るために、下記のとおり休館等の非常措置を取らせていただきます。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

○貸館について

- ・紀美野町に「※気象警報等または避難準備情報等」が発表された場合は休館します。「気象警報等または避難準備情報等」が解除となった場合は以下のとおりです。

解除時間		利用の可否
午前8時までに解除	→	午前9時から利用可
正午までに解除	→	午後1時から利用可
午後4時までに解除	→	午後5時から利用可
午後4時以降に解除	→	終日休館となります

ただし、解除後も町内の被害状況等により、利用開始時間に変更となる場合があります。

- ・警報による休館の場合は、総合福祉センターからは個別にお知らせしません。ご利用前に、防災行政無線、テレビ、ラジオの気象情報または気象庁のHP等でご確認ください。
- ・開館時間中に「気象警報等または避難準備情報等」が発表された場合は、その時点で休館とします。直ちに退館し、安全に配慮して速やかに帰宅してください。

※紀美野町総合福祉センター条例より

(利用の制限)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の利用を許可しない。

- (1) その利用がセンターの設置の目的に反するとき。
- (2) その利用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) その利用が施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があるとき又は町長が適当でないと認めるとき。

(使用料の不還付)

第15条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するとき、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) センターの管理上特に必要があるため、町長が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 利用者の責めに帰することができない理由により、センターの施設等を利用することができないとき。

・「気象警報等または避難準備情報等」により、使用できなかった場合は、第 15 条のただし書きに該当するため、既に納めた使用料等は返金されます。

※気象警報等とは、大雨、洪水、暴風、大雪とします。

避難準備情報等とは、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）とします。

■問合せ 保健福祉課 073-489-9960